

令和5年7月第9回 松阪市教育委員会定例会会議録

令和5年7月26日（水）教育委員会室

議決事項

- 議案第19号 令和6年度使用小学校教科用図書採択について
- 議案第20号 松阪市外国語指導助手就業規則の一部改正について
- 議案第21号 松阪市嬉野体育施設条例施行規則の一部改正について
- 議案第22号 松阪市ハートフルみくもスポーツ文化センター等規則の一部改正について

報告事項

- 報告第33号 令和5年6月議会について
- 報告第34号 令和5年度5月児童生徒の問題行動等について
- 報告第35号 松阪市いじめ問題対策連絡協議会委員等の委嘱について
- 報告第36号 令和5年6月議会について（その2）
- 報告第37号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 報告第38号 松阪市公民館条例の一部改正について
- 報告第39号 松阪市嬉野体育施設条例の一部改正について
- 報告第40号 松阪市ハートフルみくも条例の一部改正について
- 報告第41号 スポーツ施設長寿命化計画策定業務プロポーザル審査委員会設置要綱の制定について
- 報告第42号 松阪市学校等給食物価高騰に伴う子育て支援交付金交付要綱の制定について
- 報告第43号 令和5年度6月児童生徒の問題行動等について
- 報告第44号 松阪市松浦武四郎記念館運営審議会委員の委嘱について

出席者

教育長	中 田	雅 喜
委員（教育長職務代理者）	谷 口	雅 美
委員	服 部	美由紀（欠席）

委員	松	江	茂
委員	安	岡	幹 根

出席事務局職員

事務局長	刀	根	和 宜
事務局次長	金	谷	勝 弘
教育総務担当参事兼教育総務課長	尼	子	宗 成
学校教育課長	三	田	篤
学校支援課長	小	泉	恵 希
子ども支援研究センター所長	御	堂	栄 治
生涯学習課長	池	田	博 紀
みえ松阪マラソン担当参事兼スポーツ課長	若	山	幸 則
給食管理課長	瀬	古	英 司
北部教育事務所長	橋	本	直 也
こども未来課長	大	野	千賀子
文化担当参事兼文化課長	松	葉	和 也

傍聴者 14人

午後1時30分 開会

○教育長

ただいまから令和5年7月第9回松阪市教育委員会定例会を開会いたします。
傍聴の申し出がございましたので、私のほうで許可をいたしましたこと、ご報告申し上げます。

本日、服部委員は所用により欠席の連絡が入っております。

それでは、事項書に従い進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

まず、議案第19号「令和6年度使用小学校教科用図書の採択について」の提案理由を事務局から説明願います。

(学校支援課長から説明)

○教育長

事務局から説明がありました。松阪地区においては同一教科書を使う事が原則になっています。そのため、採択する教科書については、松阪地区教科用図書採択協議会において種目ごとに採択候補を選出した上で、各市町の教育委員会において決定することになります。各市町の教育委員会での採択結果が異なる場合は、再度議論を行うこととなります。

ただいまの事務局からの説明及び採択についての資料に対し、質疑、意見等ありましたらお願いします。

◆委員

採択についての2ページに、採択基準が挙げられています。5番目に「当該採択地区

内の小学校教育の実情を十分勘案すること。」とされていますが、松阪地区の小学校教育の実情として、こういったところがポイントとしてあげられたか、説明をお願いします。

◎事務局

松阪地区の小学生の実情という部分ですが、参考にさせていただいたのは、令和4年度の全国学力・学習状況調査の結果となります。本調査では、地域や社会の中から自ら課題を立て学習を進め、地域や社会を良くしようとする意識について、課題がみられました。また、既習事項を活用したり、自分の考えを形成したり根拠を明らかにして相手に伝わるように説明したりすることについても、経年的に課題がみられます。これらのことは、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質能力に関わることであろうかと思えます。資料3ページの調査実施項目において、調査研究を進めることで先ほど仰っていただいた採択基準の5にあります「当該採択地区内の小学校教育の実情を十分勘案すること。」に則った、松阪地区の小学生の実情を踏まえた調査研究を行ったと考えております。

◆委員

「書写」について、この教科だけ今回変わるということですが、教科書の会社が変わって、何か困ることはないのでしょうか。

◎事務局

委員からご指摘いただいたとおり、今回採択候補とした教科用図書と現在使用している教科用図書が異なるのは「書写」の教科用図書となります。各学年における指導事項については、学習指導要領の中で決まっておりますので、今回調査研究を行いました15の発行者から発行された教科用図書につきましては全て、文部科学省の検定を合格しております。ですので、発行者が変わったからといって、学習しない内容があるということにはなりませんので、特に困った事態には、ならないようになっています。

◆委員

「採択について」の最後のほうに、展示会の報告ということで、いろいろな意見が記載されておりますが、このアンケートは具体的にどのように取り扱われたのか、それから、掲載されているのは保護者の意見のみですが、一般・教職員の意見としてはどのようなものがあつたのか教えてください。

◎事務局

ご質問いただいたアンケートにつきましては、保護者のアンケートはもちろんのこと、一般の方、また教職員等に答えていただいたアンケートも全て、各調査委員会における調査研究のための参考資料とさせていただきます。また、第2回の松阪地区教科用図書採択協議会においては、保護者のアンケートについては、本日と同様に資料として掲載すると共に、一般・教職員等のアンケートについては、会場内で閲覧できるような状況で行っております。ご質問頂いた内容につきましては、一部ではありますが、一般の方からのご意見としては、教科書の内容だけではなく、教科書の大きさや重さなど、子どもたちの学びやすさとか扱いやすさに関するご意見や、教師の指導のしやすさを考慮する意見など、幅広くご意見をいただきました。また、ある方は、松阪地区の子どもたちが、地元で根差した教育を受けて欲しいという願いのもと、三重県や松阪地区にゆ

かりのある内容を掲載している教科書に関心が寄せられておりました。

教職員のアンケートにつきましても同様に、発行者ごとの教科書の違いであるとか現行の教科書との変更点について、それぞれの学校の課題に対応した工夫であるとか、主体的対話的で深い学びの実現に向けた工夫など、松阪地区の子どもたちがどのように学ぶことができるか、そういった視点からのご意見も多数いただいております。

◆委員

「英語」のデジタル教科書については、どのように調査研究が進められたか教えてください。

◎事務局

「英語」のデジタル教科書については、教育委員のみなさまにも実際にご提示するなどしてご説明もさせていただいているところです。このデジタル教材の取扱につきましても、令和5年3月31日付け文部科学省通知「令和6年度使用教科書の採択事務処理について」において、調査・検討の対象は、紙の教科書であることが基本であるとされ、二次元コードやリンク先の内容については、調査の対象ではないことが確認されています。ただし、「英語」については、デジタル教科書を調査し、考慮の一事項とすることができるとのことでしたので、本地区については「英語」のデジタル教科書の内容についても調査の対象として調査研究を進めました。どのデジタル教科書においても、授業や家庭学習で子どもたちがタブレット端末を用いて、何度も映像や音声を視聴したり画面に書き込んだりできるよう工夫されています。今回、採択候補となっております東京書籍では、調査報告書②の38ページの1つ目の項目に、デジタル教科書に関する記載をしております。他の発行者についても「英語」については、デジタル教科書にかかる記載をしております。

○教育長

他にございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

それでは、これより採決に入ります。

議案第19号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって議案第19号は原案どおり可決いたしました。

本件につきましては、開かれた採択の観点から公開といたしました。しかしながら、決定事項、討議の内容等につきましては、文部科学省通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」に基づき、8月31日まで非開示といたします。

本日傍聴の皆様、報道機関の皆様におかれましては、傍聴及び取材により知り得た情報について、9月1日以降に開示するまでの間、外部に漏れないよう、よろしく願います。

次に、議案第20号「松阪市外国語指導助手就業規則の一部改正について」の提案理由を事務局から説明願います。

(学校支援課長から説明)

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

それでは、質問がないようですので、報告第 36 号から報告第 40 号までを承認したいと思います。いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○教育長

異議なしと認めます。よって、報告第 36 号から報告第 40 号までは承認いたしました。

次に、報告第 41 号につきまして、事務局から説明願います。

41. スポーツ施設長寿命化計画策定業務プロポーザル審査委員会設置要綱の制定について
(報告第 41 号 スポーツ課長から説明)

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質問等がないようですので、報告第 41 号を承認したいと思います。いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○教育長

異議なしと認めます。よって、報告第 41 号は承認いたしました。

次に、報告第 42 号につきまして、事務局から説明願います。

42. 松阪市学校等給食物価高騰に伴う子育て支援交付金交付要綱の制定について
(報告第 42 号 給食管理課長から説明)

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

給食は、栄養士が献立を作るのですが、食材の高騰により献立が維持できず、一度作ったものをそぎ落とすようなところもあるようで、本当に厳しい状況にあることを、ご報告させていただきます。

○教育長

よろしいでしょうか。それでは、報告第 42 号を承認したいと思います。いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○教育長

異議なしと認めます。よって、報告第 42 号は承認いたしました。

次に、報告第 43 号及び報告第 44 号につきまして、事務局から説明願います。

43. 令和 5 年度 6 月児童生徒の問題行動等について
(報告第 43 号 学校支援課長から説明)

44. 松阪市松浦武四郎記念館運営審議会委員の委嘱について

